

番号 00214 B

平成 31 年 1 月 29 日

長崎運輸支局長

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用/事業用の別	車体の形状	
長崎 130 い 1305		平成 31 年 1 月 29 日	平成 31 年 1 月	普通	貨物 事業用	バン	[02]	
車名		乗車定員		最大積載量		車両重量		車両総重量
日野		2人		2200kg		5680kg		799
車台番号		長さ		幅		高さ		前軸重 後軸重
FD2AB-110393		865cm		249cm		348cm		2500kg 318
型式		原動機の型式		総排気量又は定格出力		燃料の種類		型式指定番号 類別区分番号
2PG-FD2ABC		A05C		5.12L		軽油		
使用者の氏名又は名称		有限会社和興 本社営業所						
使用者の住所		長崎県諫早市多良見町囲440-1 [42503.132]						
使用の本拠の位置		***						
有効期間の満了する日		平成 33 年 1 月 28 日						
備考				使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。				
【本自動車検査証発行時における所有者情報】				平成28年騒音規制車、騒音カテゴリ N2B1A				
所有者の氏名又は名称 三井住友ファイナンス&リース株式会社				近接排気騒音値 85dB, 測定回転数 1,725r.p.m				
所有者の住所 東京都千代田区丸の内1丁目3-2 [90085]				(旧基準適用時測定回転数 1,725r.p.m)				
[長崎], 新規登録				マフラー加速騒音規制適用車				
自動車重量税額 ¥10,000 本則税率適用				[その他検査事項] [201] パワーゲート付 (9.2.0) 燃料タンク 1個 200L				
[27年度税制] 平成31年1月29日 新規登録 75%減税措置				以下余白				
済み								
平成27年度燃費基準5%向上達成車								
衝突被害軽減ブレーキ搭載車								
車両安定性制御装置搭載車								
車線逸脱警報装置搭載車								



申告区分	1. 新規登録 (新車)	2. 新規登録 (中古車)	3. 移転登録	取得原因	1. 売買	2. 相続	課税区分	1. 課税	2. 非課税	3. 課税免除	自動車取得税	自動車税
	4. 転入	5. 転出	6. 抹消登録		3. 贈与	4. 所有権留保解除		5. 他 ()	4. 減免 (障害者・その他)	5. 免税点以下		6. 商品車
登録番号	運輸支局等 車種区分 かな 番号			旧登録番号	運輸支局等 車種区分 かな 番号			登録 (取得・変更・廃車等) 年月日			初度登録年月 (初度検査年月)	
	長崎 - 130 - い - 1305							3. 昭和 4. 平成 31 年 01 月 29 日			3. 昭和 4. 平成 31 年	
住所又は所在地	〒100-0005 (都道府県、市町村名、番地までを記入)			用途			01. 乗用車 02. トラック (貨物) 03. トラック (貨客兼用車) 04. トラック (けん引車) (5. トラック (被けん引車)) 06. バス (一般乗合用) 07. バス (その他 ()) 08. 三輪小型 09. 特種用途自動車 () 10. その他 ()					
	東京都千代田区丸の内1丁目3-2			種別			1. 普通 2. 小型 3. 三輪 4. 軽 1. 営業用 2. 自家用					
納税者 (申告・報告) 義務者	(フリガナ) 氏名又は名称 三井住友ファイナンス&リース株式会社 (印)			車名 (通称名)			日野 2PG-FD2AB					
	生年月日 年 月 日			乗車定員			最大積載量 車両重量 車両総重量 車台番号					
所有者	電話番号			原動機の型式			長さ 幅 高さ					
	東京都千代田区丸の内1丁目3-2			現実の取得価額			円					
使用者	住所又は所在地 長崎県諫早市多良見町4-40-1			取得価額			円					
	(フリガナ) 氏名又は名称 三井住友ファイナンス&リース株式会社			課税標準額			円					
税額	税額			税額			円					
	税額			税額			円					
税額の合計			税額の合計			円						

(お願い)
 移転登録または抹消登録は確実にまいしょう
 自動車を譲ったり、下取りに出したとき……移転登録
 自動車を廃車 (スクラップ) にしたとき……抹消登録
 登録手続きを済ませないでいると、いつまでもあなたに
 自動車税が課税されます。
 移転登録または抹消登録は、最寄りの運輸支局で
 行ってください。
 登録を依頼した場合は、必ず確認まいしょう。

長崎県
 31.1.29